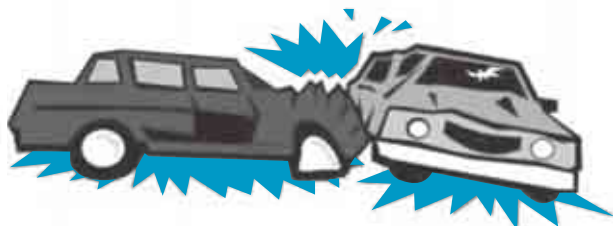


民事調停で 円満な解決を

トラブル発生!



調停の申し立て



調停期日

民事調停の手続きの流れ

Q. 申し立ての方法は?

A. 原則として、相手方の住所のある地区の裁判を受け持つ簡易裁判所に「申し立ての趣旨」と「紛争の要点」を記載した申立書を提出して申し立てます。

申し立ての費用については、裁判所ウェブサイトをご覧ください。

「簡易裁判所の民事事件Q & A」
[http://www.courts.go.jp/saiban/qa/qa_kansai/qa_kansai16.html]

「手数料」
[http://www.courts.go.jp/saiban/tetuzuki/tesuuryou.html]

Q. 解決するまでにどのくらいかかりますか?

A. 調停にかかる期間は、事案にもよりますが、平均すると2〜3カ月です。期日の回数は、平均すると2〜3回になります。

Q. 手続きはどこで行われますか?

A. 裁判所の中にある調停室で行われます。裁判とは異なり手続きは非公開ですので、プライバシーや営業等の秘密を守ることができます。

Q. どんな人が間に入ってくれるのですか?

A. 調停主任(裁判官または民事調停官)一人と民事調停委員二人以上で組織する調停委員会が調停を行います。

民事調停官は、5年以上の経験を有する弁護士の中から最高裁判所が任命します。

民事調停委員は、民事紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する人または社会生活のうえで豊富な知識経験を持つ人の中から選ばれます。

Q. 法律以外の専門的知識を必要とするトラブルでも大丈夫ですか?

A. 民事調停委員には、専門的知識経験を有する人、医師、建築士、不動産鑑定士等の専門家の民事調停委員も任命されています。

※詳しくは「簡易裁判所の民事事件Q & A」をご覧ください。

[http://www.courts.go.jp/saiban/qa/qa_kansai/index.html]

裁判？

どうやって訴えたらいいの？
裁判所なんて行ったことが
ない。

法律のこともよく分からな
い。

裁判って何だか難しそう。

話し合い？

裁判というほどでもないし、
話し合いで円満にトラブルを
解決したい。

でも、自分一人だと自信がな
いし、だれかが間に入ってくれ
ればいいけど、どうやって探し
たらいいんだろう。

話し合いでトラブルを解決す
る手続きが裁判所にあります

裁判所には、裁判官と調停
委員が間に入り当事者の話し
合いによってトラブルを円満
に解決する「民事調停」という
手続きがあります。

民事調停は、裁判所で行わ
れる手続きですが、裁判のよう
に厳格なものではなく、話し合
いを基にした柔軟な手続きの
もと、時間や費用をかけずに
円満なトラブル解決を目指し
ます。

合意に至った場合

合意に至らなかった場合

調停に代わる決定

Q. 合意に至らなければ、すべて不成立になるのですか。

A. 合意に至らなかった場合でも、それまでの経過に照らして
適当な事案については「調停に代わる決定」によってそれまで
の調整内容を踏まえた裁判所の判断が示され、早期にトラ
ブルの解決を図ることができます。

詳しくは「簡易裁判所の民事事件Q & A」をご覧ください。
☎ http://www.courts.go.jp/saiban/qa/qa_kansai/qa_kansai21.html



異議申し立てなし

異議申し立て

決定の失効

調停不成立

調停成立

決定の確定

訴訟

Q. 相手が、合意した内容や決定した内容を履行してくれな
い場合はどうなるのですか。

A. 合意した内容や決定した内容によっては、それらが記載
された調書等に基づいて強制執行をすることができます。

Q. 話し合いがまとまらなかった場合、どうしたら
よいのですか。

A. 改めて裁判を起すこともできます。

離婚や相続、遺産分割といった家庭内のトラブルについては、家庭裁判所が取り扱っています。

裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp>) には、ほかにも民事調停に関する情報を掲載していま
すのであわせてご参照ください。